

東郷町特別職報酬等審議会（令和6年1月15日開催）議事録

【日時】

令和6年1月15日（月）午前9時から午前11時30分まで

【場所】

東郷町役場 政策審議会室

【出席者】

前澤友行委員、近藤秀己委員、加藤清和委員、近藤誠委員、柘植豊彦委員、小島光子委員、堤貴子委員、佐藤教雄委員

【欠席者】

なし

【傍聴者】

なし

【事務局】

企画政策部長、人事秘書課長、人事係主査、人事係主任

【内容】

事務局

皆さま、お揃いですので、ただ今から東郷町特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。私は、この審議会事務局の企画政策部長の石川と申します。よろしくお願いたします。

それでは、審議会の会長が決まるまでの間、私の方で次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

始めに、副町長よりあいさつを申し上げます。

副町長

皆様、おはようございます。今日は代理という事でご挨拶させていただきます。

皆様には、特別職報酬等審議会の委員を引き受けていただき、またこのお忙しい中、委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、一般職の職員の給料につきましては、人事院勧告に基づき見直しを行っております。昨年8月、人事院勧告が発令されました。企業規模50人以上の民間事業所、約

12,000 事業所の給料を調べ、民間企業の給料と公務員の給料を比較し勧告がされるというものです。

今年度の勧告は、特に初任給を中心に若年層の給料引上げが主な内容となっています。また、賞与についても0.1月引上げとなりました。詳しくはこの後、事務局から説明を行います。このような人事院勧告や、近隣市町の状況等を参考に、議員や特別職の給料について委員の皆様の豊富な経験や識見を活かして、慎重な審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に「次第2 辞令交付」に移らせていただきます。

本来、町長から委員お一人お一人に辞令をお渡しするのが本意でございますが、あらかじめお席の方に辞令を配付させていただき、交付に代えさせていただきます。

それでは、ここで、審議会の委員の皆様をご紹介します。

公共的団体等の代表者として、社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会会長 近藤秀己様

委員

近藤秀己です、よろしく申し上げます。

事務局

東郷町商工会 会長 加藤清和様

委員

加藤です、よろしく申し上げます。

事務局

あいち尾東農業協同組合 東郷地域総括理事 近藤誠様

委員

近藤誠です、よろしく申し上げます。

事務局

駐在員を代表して、諸輪区長 柘植豊彦様

委員

柘植です、よろしく申し上げます。

事務局

住民代表として前澤友行様

委員

前澤です、よろしく申し上げます。

事務局

小島光子様

委員

小島です、よろしく申し上げます。

事務局

堤貴子様

委員

堤です、よろしく申し上げます。

事務局

勤労者を代表して佐藤教雄様

委員

佐藤です、よろしく申し上げます。

事務局

以上8名の方々でございます。

次に「資料番号2 東郷町特別職報酬等審議会条例」について、事務局より説明申し上げます。

事務局

人事秘書課長の杉本です。資料2に基づき、審議会の概要について説明させていただきます。

—説明—

事務局

次に、「次第3 会長選出」に移らせていただきます。

会長の選出につきましては、東郷町特別職報酬等審議会条例第4条の規定により、委員の皆様のご互選により定めることとなっております。それでは、ここで会長を選出していただきたいと思っております。どなたか、ご発声をお願いしたいと思っております。

委員

住民代表の前澤友行さんをお願いしたいと思っております。

事務局

ただ今、前澤友行委員に会長をという、ご発声がありましたが、そのほか、ございませんか。他に、ご意見がないようですので、前澤友行委員に審議会の会長をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と複数委員による発言あり)

ありがとうございます。満場一致で前澤友行委員が会長に選任されました。前澤委員には、会長席に移動をお願いします。

—移動—

事務局

それでは、前澤会長より就任のお言葉を申し上げます。

会長

ただいま会長に選ばれました前澤です。格別のご協力をいただきまして、審議をスムーズに進めていきたいと思っております。最後には町長の方へ答申できるように皆様のご協力をお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは、「次第5 諮問」に移らせていただきます。

副町長

東郷町特別職報酬等審議会会長殿、東郷町特別職報酬等の額について、東郷町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。1、東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額について、よろしくお願いしま

す。

事務局

ありがとうございました。それでは、審議に入ります前に、ここで、副町長は一旦、退室いたしますので、いましばらくお待ちください。

—副町長退席—

事務局

それでは、今後の進行につきましては、前澤会長の取り回しでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長

それでは、ただいまから、東郷町特別職報酬等審議会を開会します。

本日の出席委員は8名ですので、東郷町特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立いたします。

先ほど、本審議会に対して、町長から議員及び特別職の報酬等の額について諮問がなされました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

最初に、議題の「東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額について」事務局より説明をお願いします。

事務局

人事秘書課の近藤です。お配りした資料について、概要を説明させていただきます。

(人事院勧告の他に審議の参考とする資料)

資料4 他の自治体の報酬等の状況

資料5 東郷町の歳入歳出の状況

資料6 近隣自治体の報酬等の改正状況

資料7 東郷町の報酬等の改正状況

資料8 報酬等を0.1%単位または千円単位で上げ下げした場合の報酬額一覧

資料9 今年度の他自治体の審議会開催状況及び結果

—以上について説明—

会長

ありがとうございました。何か不明な点、ご質問、ご意見などがございましたら、発言をお願いします。

委員

人事院勧告は国の一般職を対象としており、中でも若年層を高く改定している。5級（係長級）以上では上昇率が低い傾向と思われる。3役の給料は、一般職とは別ものだと理解している。国家公務員で上位の職の給料はどうなっているか。

事務局

一般行政職で5級以上は、一律で0.3%の引き上げ改定となっています。また、国の一般行政職以外の職については、行政職俸給表を参考に改定しています。

委員

資料4の首長を100とした場合、議員の数字が東郷町は30%と低い何か理由があるのか。

事務局

愛知県内で見ますと、市と町村による差と思われます。町村が30%台に対し、市は40%台です。

委員

資料6を見ると、本町は他市町と違い毎年報酬が上昇している時期があるが、これはなぜか。

事務局

本町は毎年審議会を実施し、人事院勧告を参考に報酬等を見直していますが、審議会を毎年開催していない市町もあり、改正が少ないと思われます。

委員

資料9を見ると、東郷町以外11団体のうち6団体は審議会を開催していないので、半数以上の団体が令和6年度は据え置きという事になるのか（6団体のうち1団体は審議会を実施し3役の給料を据え置き）。

事務局

そのとおりです。

委員

町長の一連の問題があり、3役の給料が減額か返納されるという噂を聞いたが本当か。

事務局

12月議会で減額条例を上程しましたが、否決されたため減額されていません。

委員

11月以降、町長の件で私のところにも色々な声が届いている。今回の答申は全国的にも注目を集めている。答申に当たっては、自治体の規模や近隣とのバランスも要素としてあると思う。財政力の差もあるため、検討する際に考慮すべきではないか。

事務局

資料等は参考ですので、そこを踏まえて考えていただくのもかまいません。

委員

一般職の職員は人事院勧告を参考にしているが、特別職は市民感覚も重要だと思う。

委員

資料7を見ると、人事院勧告で1.1%という高い改定率を国は出している。これは、報酬等を引き上げることを前提にしているように思えるが、この審議会で検討するに当たって、考慮すべきなのか。

委員

一般職と特別職は分けるべきだと思う。特別職は、会社で言うところの役員であり、社員とは別ものだと思う。

委員

判断材料の一つとして、財政力や人事院勧告を踏まえて検討してもいいと思う。

委員

一般職の職員は国家公務員と均衡の原則があり法律で守られているが、3役にはそれがないので市民の感覚も踏まえながら検討とも思う。

委員

議員の報酬は、同じような団体と比較し高いか低いのかも判断材料になると思う。

委員

町長の件もあり、簡単に結論を出すのが難しい。

会長

過去の審議会では、人事院勧告を参考に結論を出し、時には他市町と比較してもっと上げてもいいのではないかなど、多様な意見もありました。

委員

今回の人事院勧告は若年層に重点を置き、部長職などの増額率は低くなっている。人材確保のための人事院勧告と感ずる。

会長

改定率1.1%は初任給の改定が主と思われる。東郷町としても、3役としてはどうかという議論が必要。一方で、議員の報酬は市と比べると低いとの意見があったが、町で比較すると他とそれほど変わらないと感ずる。

—休憩—

会長

審議を再開します。質問があればお願いします。

委員

東浦町の議員報酬はどのくらいか。

事務局

議長 38 万円、副議長 30 万円、議員 27 万円です。

委員

財政力指数はいくつか。また、武豊町はどうか。

事務局

東浦町の財政力指数は、2022 年度は 0.87 です。また、武豊町の財政力指数は 0.95 です。武豊町の報酬は、議長 38.5 万円、副議長 30.5 万円、議員が 27.5 万円です。

委員

東郷町の財政はそれほど悪くないことがわかった。また、議員報酬は毎年見直しを行

った結果、他町に追いついたという感じである。

会長

町長も他町と比べると差はない。ただ、市と比べると差があるのは仕方ない。

いろいろな意見も出ましたが、答申にあたり、皆さんには具体的な金額やパーセントで提示していただき、意見をいただきたいと思います。

委員

資料9で、今年度審議会を開催しない、つまり据え置き自治体が半数ある。今回の答申は注目を集めており、下げるつもりまでではないが、結論を出すのであれば住民の意見を考慮して据え置きを提案したい。

委員

資料7で人事院勧告1.1%とあるが、議員についても町の水準に達していると思う。昨年、2,000円上げているので今年は引き上げなくてもいいと思う。据え置きがいいと思います。

委員

前年度引き上げており、いろいろな問題も含め、他と給与水準も遜色ないので据え置きがいいと思います。

委員

資料6を見ても、東郷町が特別低いということはない。また、前年の状況を考慮しても今年度は据え置きとしたい。

委員

昨年引き上げており、現在の議員の報酬も他と比べても低くないので据え置きが良いと思います。

委員

今回、あまり町長の件に対して意見が出ないという事で、個人のしたことと給料とは切り離しての考えかと思えます。仮に町長が代われ、次の方の給料として考えた場合、比率などを考慮し据え置きかなと思えます。

ただ、町長本人が現在どのような状況であるかわからない中、審議会が進んでしまったことが気になった。話す場所が違うのは理解しているが、住民からしてみれば話を聞く機会がないので、東郷町をよくするためにも、もう少し町長に関する話をしてもよか

ったのではないかと思う。今の町長のままなら下げたほうがいいと思うが、別の方に代わることを考えて据え置きがいいと思う。

委員

私は結論からすれば、皆さんと同じ据え置きとしたい。私のところにも、町長の件で多くの意見をいただいている。報道では町長の進退の事ばかりで、今後の東郷町のことや、今回の件に対してどのようなことを行っているのかを知りたかった。給料の話ということで、そこまで踏み込んだ話は難しいのかもしれないが、東郷町に住む人のためにももう少し考えてもらいたいとも思います。

会長

ありがとうございます。皆さんの意見を集約しますと、据え置きの意見が多いようです。また、町長の件に関するご意見も、もっともだと思いました。ただ、委員会としては個人に対しての答申ではなく、役職に応じた報酬を決める委員会と私は考えています。人によっては、切り離せない問題と思うかもしれませんが、最終的には据え置きという意見が多いことを踏まえ、このまま答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と複数委員による発言あり)

会長

答申案を作成していただくので我々は一時待機となります。

事務局

10分ほどお待ちください

—休憩、答申書案作成、一部修正後審議会再開—

会長

それでは、会議を再開します。ただいま答申案を事務局より作成いただきました。事務局は答申書を朗読してください。

事務局

読み上げさせていただきます。

1 はじめに

東郷町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年1月15日、東郷町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、東郷町長から東郷町議会議員

の報酬及び特別職の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について諮問を受け、開催に至った。

本答申は、委員の慎重かつ活発な意見の交換を行った結果、委員の総意をもって取りまとめたものである。

2 審議経過

報酬等の額の決定にあたっては、令和6年1月15日（月）に審議会を開催し、昨今の経済情勢と町長の一連の問題を念頭に置きながら、本町の財政状況、人事院勧告に準拠した町の一般職員の給与改定の状況、さらには他団体の報酬等の額の状況など、客観的な情勢を勘案しながら、慎重に検討を行った。

3 審議結果

報酬等の額については据え置くことが適当である。

議長 据え置き（現行394,000円）

副議長 据え置き（現行317,000円）

委員長 据え置き（現行297,000円）

議員 据え置き（現行288,000円）

町長 据え置き（現行883,000円）

副町長 据え置き（現行721,000円）

教育長 据え置き（現行666,000円）

4 審議結果に至った理由

今回の審議においては、議長、副議長、議員及び町長、副町長、教育長の職責の重大さを十分に認識した上で、他団体の状況等を総合的に勘案し、据え置きが妥当と思われる。

5 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、委員の総意によるものであり、十分尊重されたい。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの朗読に対しご意見、ご質問はありますか。

（発言する者なし）

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

事務局の方どうもありがとうございました。それでは、町長の方へ答申したいと思いますがそれでよろしいでしょうか。では、町長へ答申としてお渡ししたいと思います。

事務局

今から決裁をお持ちします。そちらに押印かサインをお願いしたいと思いますので、印鑑をご準備ください。

—休憩—

会長

それでは審議会を再開します。これから町長に対して、答申をさせていただきます。

—副町長入室—

会長

それでは町長への答申書をお渡しいたします。

東郷町長 井俣憲治 殿、東郷町特別職報酬等の額について（答申）。

本審議会に対し諮問のあった標記について、別紙のとおり答申をいたします。

1 はじめに

東郷町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年1月15日、東郷町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、東郷町長から東郷町議会議員の報酬及び特別職の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について諮問を受け、開催に至った。

本答申は、委員の慎重かつ活発な意見の交換を行った結果、委員の総意をもって取りまとめたものである。

2 審議経過

報酬等の額の決定にあたっては、令和6年1月15日（月）に審議会を開催し、昨今の経済情勢と町長の一連の問題を念頭に置きながら、本町の財政状況、人事院勧告に準拠した町の一般職員の給与改定の状況、さらには他団体の報酬等の額の状況など、客観的な情勢を勘案しながら、慎重に検討を行った。

3 審議結果

報酬等の額については据え置くことが適当である。

議長	据え置き（現行394,000円）
副議長	据え置き（現行317,000円）
委員長	据え置き（現行297,000円）
議員	据え置き（現行288,000円）

町長 据え置き（現行 883,000円）

副町長 据え置き（現行 721,000円）

教育長 据え置き（現行 666,000円）

4 審議結果に至った理由

今回の審議においては、議長、副議長、議員及び町長、副町長、教育長の職責の重大さを十分に認識した上で、他団体の状況等を総合的に勘案し、据え置きが妥当と思われる。

5 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、委員の総意によるものであり、十分尊重されたい。

以上です。

副町長

ありがとうございました。前澤会長を始め、委員の皆様には長時間にわたりご審議賜りまして本当にありがとうございました。答申につきましては、真摯に受け止めさせていただきます。町民の皆様の声に応えられるよう、今まで以上に取り組んでまいります。皆様方におかれましては、今後ともご協力をいただければいけないことも多いかと思えます。その節はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会長

これをもちまして東郷町特別職報酬等審議会を終了いたします。委員の皆様方には格別なご協力をいただき、使命を達成することができました。厚く御礼申し上げます。

最後に事務局からご連絡等ありましたらよろしくお願い致します。

事務局

長時間にわたり、会議を取り回していただきました前澤会長様、熱心な審議をいただきました委員の皆様には改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

委員の皆様につきましては、東郷町特別職報酬等審議会条例第3条第3項の規定によりまして、当該諮問に係る審議が終わりましたので、委員を解任させていただくこととなります。本日は本当にありがとうございました。